

< 保険診療による体外受精の条件 >

※以下の1~6全てを満たす方をお受けいたします※

1. 体外受精が必要と思われる方
 - ① 他施設での治療経験がある方（人工授精、体外受精）
 - ② 他施設で、体外受精が必要と診断されている方
2. 婚姻関係のある方
3. 社会保険または国民健康保険の被保険者
4. 妻の年齢が37歳以下
5. AMH 値が0.5ng/ml以上 - 5ng/ml以下の方
6. 健康状態に問題がない方
※慢性疾患および長期にわたる通院や投薬治療を必要とされている方に
関しましては、主治医からの治療許可書を必ずご提出してください。

<重要>

1. 他施設からの紹介状を必ずご提出してください。
2. 虚偽申告（疾患を隠しての治療 等）が発覚した場合は、
 - ① 初診日～最終診察日までの全額実費のお支払い頂きます
および、
 - ② 今後、当院での治療を一切お断り致します

以上、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。